

実施事業一覧

(1) 町が実施するもの（府との共同実施を含む）

項 目	内容等	問い合わせ先
①小学校・中学校給食の無償化	<b>【内容】</b> 小中学校の給食保護者負担金を無償化 <b>【期間】</b> 令和2年度中 <b>【申請】</b> 不要	学校教育課 492-2719（直通）
②ひとり親家庭の子どもに1万円を支給	<b>【内容】</b> 児童扶養手当受給者（ひとり親家庭医療助成対象者を含む） を対象に子ども1人につき1万円を支給 <b>【支給時期】</b> 5月28日（木） ※1回限り <b>【申請】</b> 原則不要	子育て支援課 492-2709（直通）
③私立幼稚園等の給食費を助成	<b>【内容】</b> 住民の子どもが通う私立幼稚園等の給食費を助成 <b>【期間】</b> 来年度以降も継続予定 <b>【申請】</b> 不要	子育て支援課 492-2709（直通）
④水道料金の一部減額	<b>【内容】</b> 家庭用水道料金の基本料金を50%減額 <b>【期間】</b> 7月検針（6～7月分）から1年間（令和3年5月分まで） <b>【申請】</b> 不要	土木下水道課 （下水道係） 492-2026（直通）

実施事業一覧

(1) 町が実施するもの（府との共同実施を含む）

項目	内容等	問い合わせ先
<p>⑤休業要請支援金の支給 （府・市町村共同実施）</p>	<p><b>【内容】</b> 大阪府の休業要請を受けて実施する中小企業・個人事業者を支援</p> <p><b>【要件】</b> 以下の3つの要件を全て満たすこと</p> <p>①大阪府内に主たる事業所を有していること</p> <p>②大阪府の要請を受けて4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者</p> <p>③令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上の減少</p> <p><b>【申請期間】</b> 4月27日（月）～5月31日（日）</p> <p><b>【申請方法】</b> 大阪府の「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）ホームページ」のWeb受付ページから行ってください（申請方法の詳細は下記ホームページをご覧ください）。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index/html">Http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index/html</a></p> <p><b>【申請書類の郵送先】</b> 〒540-0029 大阪府大阪府中央区本町橋2番5号 マイドーム大阪内 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）申請事務局</p> <p><b>【支給額】</b> 中小企業 100万円（大阪府と市町村で1/2ずつ負担） 個人事業主 50万円（大阪府と市町村で1/2ずつ負担）</p> <p><b>【支給時期】</b> 5月中旬ごろから支給開始予定 ※大阪府の休業支援金（府・市町村共同支援金）申請事務局において、書類審査のうえ適正と認められたものから順次登録いただいた金融機関口座に振り込まれます。</p>	<p>（府）休業要請支援相談コールセンター 06-6210-9525 5月11日（月）まで 午前9時～午後7時 （土日祝日を含む毎日） 5月12日（火）以降 午前10時～午後5時 （日曜日を除く毎日）</p> <p>（町）産業観光促進課 （産業振興係） 492-2749（直通）</p>

実施事業一覧

(2) 国が実施するもの

項 目	内容等	問い合わせ先
①特別定額給付金	<p><b>【内容】</b> 住民基本台帳登録者を対象に世帯構成員1人につき10万円を支給</p> <p><b>【対象】</b> 4月27日現在、本町の住民基本台帳に登録のある者</p> <p><b>【申請方法】</b> 世帯主からの申請に基づき、世帯分を一括して口座振り込み (マイナンバーカードを利用した電子申請と併用)</p> <p><b>【申請開始】</b> 5月25日(月) ※電子申請は5月1日(金)</p> <p><b>【支給時期】</b> 6月2日(火)から随時 ※電子申請は5月14日(木)から随時</p>	<p>しあわせ創造部 特別定額給付金担当 468-9692(直通)</p>
②子育て世帯への臨時特別給付金	<p><b>【内容】</b> 児童手当(本則給付)支給世帯の対象児童1人につき1万円を支給</p> <p><b>【対象】</b> 令和2年4月分の児童手当(本則給付)の受給者及び令和2年3月分の児童手当(本則給付)の受給者であって同月に中学校を卒業した児童</p> <p><b>【申請】</b> 不要 (ただし、公務員の方は所属庁から児童手当の受給証明を受けた後、申請してください。)</p> <p><b>【支給時期】</b> 7月上旬(予定)</p>	<p>子育て支援課 492-2709(直通)</p>